

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年12月1日

徳島市監査委員	稲井博
同	工藤誠介
同	中西裕一
同	梶原一哉

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の対象

#### 1 対象部課等

議会事務局 庶務課、議事調査課

#### 2 対象期間等

平成29年4月1日から8月31日までに執行した財務に関する事務

### 第2 監査の実施期間

平成29年9月19日から11月27日まで

### 第3 監査委員の除斥

一部の事務の監査については、中西裕一監査委員及び梶原一哉監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

### 第4 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

### 第5 監査の結果

議会事務局における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

## 改善・検討を要する事項（指摘事項）

### 1 支出・契約事務

- (1) 旅行命令書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。
- (2) 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。
- (3) 契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。

### 2 その他

- (1) 出勤簿に押印のないものがあった。